

○深川市部活動地域移行推進協議会設置規則

令和6年 5月29日

教育委員会規則第3号

(設置)

第1条 深川市立学校（以下「小中学校」という。）において、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行（以下「地域移行」という。）について協議するため、深川市部活動地域移行推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 部活動の地域移行の在り方に関する事項
- (2) 地域のスポーツ及び文化団体との連携に関する事項
- (3) 教職員の部活動指導の負担軽減に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、部活動の地域移行に関し必要な事項

2 協議会は、前項の協議の結果について市長等に報告し、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ団体関係者
- (3) 文化団体関係者
- (4) 小中学校の校長
- (5) 小中学校の部活動を担当する教職員
- (6) 小中学校の児童生徒の保護者
- (7) 小中学校の学校運営協議会委員
- (8) 深川市社会教育委員
- (9) 深川市スポーツ推進委員
- (10) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる事項の協議等が終了したときまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

5 委員の出役にあたっては、予算の範囲内で別に定める報償費、費用弁償等を支給する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会生涯学習スポーツ課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布日から施行する。

2 この規則による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず教育長が招集する。